役員の任期に係る伸長短縮規定等について

事例：【法人ひろしま（事業年度：４月～３月，役員は総会で選任，任期に伸長規定あり】

　役員Ａの任期：平成24年４月１日～平成26年３月31日

　平成26年度通常総会を平成26年５月20日に開催⇒任期を５月20日総会終結時まで伸長

　役員Ａ（再任）の任期：平成26年５月21日～平成28年５月20日

　平成28年度通常総会を平成28年５月10日に開催予定⇒５月21日以降に理事会を開く必要あり

**Ｑ　任期満了前に総会を開催して役員を改選し，同じ日に理事会を開いて代表理事を決めるには？**

（選任等）

第14条　理事及び監事は，総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は，理事の互選とする。

⇒役員の変更登記をするには，総会の議事録と理事会の議事録が必要！

Ａ　理事の交代がある場合，予め代表理事を決めることができないため，理事会での互選を任期満了日以降に行う必要があります。

　　しかし，法人の効率的な運営を行うためにも，総会と理事会を同じ日に開催して代表理事を決めることが現実的です。そのためには，①定款に任期の短縮伸長規定を設けるか，②いったん理事全員が総会終結時で辞任する方法の２通りがあります。

①伸長短縮規定を設ける

　　定款の“役員の任期”についての規定を次のようにすると，総会と理事会を同じ日に行い，理事の互選により代表理事を選出することが可能です。

　※役員を総会で選任することとしている法人に限ります。また，以下の例は一般的な例を示したに過ぎないので，実際には各法人の特性に応じて検討が必要です。

　　なお，この規定を変更する場合は，所轄庁の定款変更認証を受ける必要があります。

定款変更例（新旧対照表）

| 変更前 | 変更後 |
| --- | --- |
| （任期等）  第16条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。  ２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  ３　役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  ４ 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第１項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。 | （任期等）  第16条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。  ２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。  ３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  ４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 |

②理事全員が総会終結時で辞任する

　　例えば「平成28年５月10日開催の総会の終結時をもって辞任する」といった趣旨の辞任届を提出し，理事全員が総会終結時でいったん辞任します。

そうすれば，総会の日である「平成28年５月10日辞任」と，同じ日である「平成28年５月10日就任」として，理事会も有効となり，登記も可能となります。

【参考】

○登記に関する用語

・就任：役員に選任されて，就任を承諾したときをさす。

・重任：現在の役員が，任期満了と同時に切れ目なく再任された場合にのみ用いる。

　　　　※退任から就任までに１日でも間隔が空く場合は重任とはいえず，「退任」及び

「就任」両方の登記をすることとなる。

・退任：原則として，任期満了または定められた時点が到来した場合に用いる。

・辞任：役員が辞任届を出した場合などに用いる。辞任届で，「理事及び代表理事を辞任する」とした場合には辞任になるが，理事の任期満了や辞任をしたことにより代表理事の資格を失った場合は「退任」になる。

○登記に係る注意点

・代表権を有する理事が変更（就任（新任），辞任，資格喪失，解任，死亡）になった場合や，任期満了に伴い退任又は再任された場合，住所（居所）や姓名が変わった場合は，その都度変更登記が必要。代表権を持たない理事は，登記する必要はない。

　例）定款に理事長のみが法人を代表する旨の定めがある場合は，理事長のみが「理事」として登記されており，理事長に関する変更があった場合は変更登記が必要。

○広島法務局

　広島市中区上八丁堀６-30　電話：代表082-228-5201（音声案内）

※登記手続きは，全て広島法務局で行われます。

「商業・法人登記申請手続」のページの「その他の会社・法人」を参照してください

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html>